

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

東近江市長 様

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第91条第1項の規定により、  
次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定により開示を受けた保有個人情報	(部分) 開示決定通知書の文書番号 _____ 第 _____ 号 日付 _____ 年 月 日 開示決定により開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	趣旨 _____ 理由 _____ _____ _____

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)		<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ( )	
	本人の状況 (生年月日)	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は、代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※請求書を送付して請求する場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。 ※請求書を送付して請求する場合は、住民票の写し(代理人が請求する場合は、当該代理人の住民票の写し)の原本を同封してください。
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※コピー不可
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※コピー不可
備考	

(注) 代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

(説明事項)

1 請求書に記載する事項の留意点

(1) 氏名、住所又は居所

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載さ

れた氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日

(3) ア又はイに掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

(3) 開示決定により開示を受けた保有個人情報

開示決定により開示を受けた保有個人情報の名称等を記載してください。

なお、法により保有個人情報の訂正請求ができるのは、次の各号に掲げるものです。

ア 開示決定により開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）

イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

ア 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

イ 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。

なお、当該欄に記載しきれない場合には、同欄を参考に別葉に記載し、この請求書に添付して提出してください。

2 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

3 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条(第4項及び第5項を除く。)に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の氏名及び住所が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、

これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

## (2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

## (3) 代理人による訂正請求の場合

本人の状況等の欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。

なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、本人の委任による代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、委任者の実印を押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する又は委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付してください。

なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。